

宦官 資格不要の職業 「闇の去勢」禁止令をめぐる

和田 廣

はじめに

ビザンツ帝国における宦官研究は、フィロテオス著『席次一覧』に記載されている宮廷宦官の官職と爵位の研究をもって始まった⁽¹⁾。そして著名な宮廷宦官についての個別研究がこれに続いた⁽²⁾。そして近年、オフリドの大主教テオフラクトス著『宦官擁護論』に依拠した聖職者宦官の研究が始まった⁽³⁾。しかし、時代の進展とともに宦官がいかにビザンツ社会で増大していったか、またその理由は何であるのかについての解明を試みる作業は未だに行われていない。本論の目的は、こうしたビザンツ宦官研究史における空白を埋めることを目的とする。解明の手掛かりは、四世紀前半のコンスタンティノス大帝から一〇世紀前半のレオン六世帝に至る「闇の去勢」禁止令である。現存する「闇の去勢」禁止令は、コンスタンティノス大帝（三二四～三三七年）、レオン一世帝（四五七～四七四年）、ユスティニアヌス一世帝（五二七～五六五年）およびレオン六世帝（八八六～九一二年）の四例である。以下に時代を追ってこれら禁止令の詳細および各時代に登場する宦官の出自とその社会的地位について検討したい。

（一）コンスタンティノス大帝による「禁止令」

コンスタンティノス大帝は、属州メソポタミアの軍司令官ウルシノスに宛てて次のような勅令(Codex Iustinianus IV-42. De eunuchis. (1) Imp. Constantinus A. Ursino duci Mesopotamiae.)を発布している。

「この法令の発布後にローマ帝国内で宦官を作った者には、死罪を適用する。同様に違法と承知の上で（奴隷に）去勢が行われ、（闇の去勢が行われた）場

所の所有主が去勢を隠蔽した場合には、奴隷もその場所も国庫に没収されるものとする。」⁽⁴⁾

この勅令の発布年は不明である。ビザンツ国内における初の「闇の去勢」禁止令は、ローマ帝国内での奴隷を対象とした闇の去勢を禁止している。即ち、本勅令発布以前には帝国内でも去勢手術が行われていた。だが、今後はそうした行為は違法とされ、違法と知りながらの闇の去勢手術には死罪を適用すると宣言する。但し、奴隷を対象とする去勢が国境外で行われたのであれば、これを黙認するというのである。つまり宦官奴隷の輸入は認めるのである。四世紀前半の帝国内の宦官は、外国人宦官奴隷が中心であったといえよう。だが大帝の禁止条項が国内で徹底され得たかについては、大いに疑問が残る。

何故なら、コンスタンティノス大帝の宮廷では宮廷宦官の組織化が始まり、それとともに宮廷宦官の数が増大したことが推定されるからである。帝政期ローマにおける宮廷宦官の総責任者は、「侍従長」(a cubiculo)と呼ばれた。侍従長は複数の侍従を部下としていた。それらの侍従達は、恐らく昼夜の交代制の故に、二組に分かれ、任務を遂行した。侍従長は、次席侍従長(supra cubiculo)、侍従十人組組長(decurio cubiculariourum)、その下に侍従(cubicularii)を従えていた。

コンスタンティノス大帝時代以後、侍従長に代わって「聖室長」(praepositus sacri cubiculi)⁽⁵⁾という名称が登場する。聖室長には五名の部下が史料上確定されていて、それら五名を初出年代順に列挙すると、以下ようになる。宮廷総務官長(silentiariorum) (三二六年初出、三〇名の下役を持つ)、侍従兼宮廷料理長(comes et castrensium sacri palatii) (三四六年初出、多くの下役を持つ)、カッパドキア皇帝直轄領管理長(comes domorum per Cappadociam) (三七九年初出、三〇名の下役を持つ)、侍従長(primicerius sacri cubiculi) (三九六年初出、宮廷宦官全員の監督官)、そして皇帝衣装官長(comes sacrae vestis) (四一二年初出、下役の数不明)がその五名である⁽⁶⁾。今ここで五名の部下について詳述する余裕はない。だが下役も宮廷宦官であったことが想定されるので、宮廷宦官の数は四世紀後半から五世紀初頭にかけて飛躍的に増大したものである。聖室長の任務および爵位については、以下の点を述べておきたい。聖室長は皇帝から口頭で直接任命され、任期も一定していない。だが宮廷宦官の総責任者である聖室長は、事前に申し出ることなく、いつでも皇帝に面会する

ことが出来た、皇帝の側近中の側近であった。テオドシオス一世帝が三八四年九月一六日に発布した勅令によると、聖室長は、道長官(*praefecti*)、歩兵・騎兵両軍総司令官(*magistri equitum et peditum*)、御前会議常任委員(*comites consistorii*)に次いで第四位の高位にあげられている。これら高官は「他に抜きんでた人々」(*illustris*)階級に属した。そして聖室長経験者は元老院議員として活動することが求められた。即ちビザンツという国家では、四世紀後半の聖室長は、官僚機構内で最高位を占めていた事に留意したい。初代聖室長は、『コンスタンティノーブル古誌』(一、五八および六五)により、コンスタンティノス大帝下のエウフラタス(*Euphratas*)であるといえる⁽⁷⁾。ユーフラテス川(*Εὐφράτης*)を想起させる名前の持ち主であるエウフラタスは、三二六年頃、首都コンスタンティノーブル建設の協議に参加し、大帝の選挙に賛成したという。首都には「エウフラタスの館」があり、養老院として使用されていたという。

(二) レオーン一世帝による「禁止令」

レオーン一世帝は、東方道長官ヴィヴィアノス(在位四五九～四六〇年)に宛てて次のような勅令(*Codex Iustinianus IV-42. De eunuchis. (2) Imp. Leo A. Viviano pp.*)を発布している。

「外国或いはローマ帝国領土内で去勢されたローマ人宦官は、いかなる方法によっても何人の所有物となつてはならない。去勢の手術を行った者には極刑を申しつける。去勢された者の売買或いはそれ以外のいかなる譲渡についても、証書を作成した公証人ならびにその売買に際して八分の一税(オクタヴァ)或いはそれ以外の税金を徴収した役人も同罪とする。但し、ローマ人以外の人間が、余の領土外で去勢手術を受け、宦官となった場合には、余はあらゆる奴隷商人およびそれ以外の商人がそうした外国人宦官奴隷を彼らが好む場所で売り払ったり、買い求めたりすることを許す。」⁽⁸⁾

およそ法令は理想を謳うものであって、現実の状況は法令に謳われているそれとは逆である。即ちこの条文は、外国人宦官のみならず、ローマ人宦官も帝国内外で作られており、彼らが使用人或いは奴隷となって存在していた事を強く示唆している。だが勅令は、そうしたローマ人宦官が、去勢手術以前の身分の如何を問わず、自由身分となるべしとする。特に奴隷身分の者に適用される

この条項は、後のユスティニアヌス一世帝とレオン六世帝の去勢禁止令にも記載されている「自由身分」条項である点に留意したい。奴隷身分の者が去勢により自由身分を得ることが出来たのは、全ビザンツ時代を通じてみられる特色である。奴隷をはじめとして、去勢された者の売買に証書を作成した公証人にも極刑が定められており、また売買に際して八分の一税⁽⁹⁾或いはその他の税金を徴収した役人にも極刑が定められている。つまり五世紀半ばのビザンツ社会では、闇の去勢を受けた宦官の売買に公証人や役人も関与していたことが窺えて興味深い。外国人の宦官奴隷の売買は大幅に許可されていたことが分かる。それも奴隷商人に限っていない点も極めて興味深い。条文は、「外国人」宦官と限定している。だが、去勢手術を受けた場所が国内か国外かを調査したり、検閲したりするわけではなかった。その上、宦官奴隷がローマ人（＝ビザンツ人）であるか、外国人であるかは、奴隷商人の証言だけが頼りであった。従ってレオン一世帝の禁止令には、幾つかの抜け道があったといえよう。

だがコンスタンティヌス大帝に始まり、レオン一世帝を経てユスティニアヌス一世帝に至る時代では、確かに外国人、それもペルシャ人やアルメニア人宦官の存在が目につく。宮廷宦官の総責任者であり、皇帝の側近ナンバーワンの地位を占める聖室長の中で、出自の知られている者は、殆どと言って良いほど東方出身者である。コンスタンティヌス大帝の勅令が、属州メソポタミアの軍司令官ウルシノスにあてられているのは、この点からも極めて興味深い。ユリアヌス帝の聖室長エウテリオスは、アルメニア出身の幼児宦官で、奴隷商人の手で首都の宮廷に運ばれた。テオドシウス二世帝の聖室長アンティオコス⁽⁹⁾はペルシャ生まれ、ユスティニアヌス一世帝の聖室長ナルセスはペルシャ領アルメニアの出身、同じく聖室長エウフラタスはアバズギ人であり、同帝のアフリカ道長官ソロモンは、ペルシャとの国境の要塞都市ダラ近郊の出身であった。そしてユスティヌス二世帝下の皇帝お手許金管理長ナルセスはペルシャ出身である。カイサレアのプロコピオスの証言は、この事実の一端を裏付けていると言えよう。『ゴート戦役』第四章三節、一七行以下で、プロコピオスは言う。『黒海沿岸のアバズギ地方の少年達は、美貌の持ち主が多く、そのため悲惨な運命にあっている。つまり、ローマ帝国内の宦官、特に宮廷にいる宦官の殆どがアバズギ人なのである。』⁽¹⁰⁾

四世紀後半、アルカディオス帝の宮廷で絶大な権力を振るったエウトロピオ

スの経歴こそ、外国人宦官奴隷が辿った典型的な道と言えよう。エウトロピオスは、小アジア国境で生まれたという。彼はアルメニア人或いはペルシャ人とも言われ、幼少の頃去勢された。エウトロピオスは、幼児宦官奴隷としてユーフラテス川沿いの奴隷市場で売られた。三七九年以前、彼は兵士プトレマイオスの所有物となり、その後歩兵・騎兵両軍総司令官アリンテオスの稚児となった。アリンテオスの娘が結婚すると、彼は娘の持参金の一部として義理の息子に与えられ、その家に移った。エウトロピオスは女性達の居室で諸用を果たした後、三七九年頃、アリンテオスの手引きで宮廷にはいることが出来た。次にエウトロピオスは、三九三年、テオドシオス一世帝の下で執政官をつとめたアブndanティオスの手引きで聖室長の地位を得た（三九五年頃）。テオドシオス一世帝は、エウトロピオスには特別の才能がなかったにも拘わらず、彼を寵愛したという。同帝逝去後、エウトロピオスはアルカディオス帝の宮廷で東方道長官ルフィノスと対立する。だがエウトロピオスは、新皇帝の後選びで政敵ルフィノスに一步先んじ、フランクの將軍バウトの娘エウドクシアを推薦した。皇帝は聖室長の薦めを受け入れ、エウドクシアを后とした。三九五年一月二七日、政敵ルフィノスの暗殺後、その財産がエウトロピオスに与えられ、エウトロピオスはアルカディオスの宮廷で並ぶ者のいない権力者となった。三九八年、彼は宦官として始めて「貴族」の爵位を授与され、同年、同じく宦官として始めて「執政官」にも任ぜられた。人々はエウトロピオスを「アルカディオス帝の父」と呼び、彼の銅像が首都の至る所に建てられた。エウトロピオスは頻繁に宴会を催して、人々に金品をばらまき、人気を博したという。だが、三九九年秋、エウトロピオスは属州フリュギアのゴート人部隊の反乱を機会に失脚する。それは彼が派遣した鎮圧軍が反乱軍に敗れ、これを機会に歩兵・騎兵両軍総司令官ガイナスが皇帝アルカディオスと后エウドクシアを説得し、エウトロピオス肅清を決断させたという。何故ならエウトロピオスの影響力が絶大で、アルカディオス帝が常に彼の影響下に置かれていたのを后エウドクシアが快く思っていなかったからであるという。身の危険を覚ったエウトロピオスはハギア・ソフィア大教会に避難するが、ガイナスの部下に逮捕され、連行された。そしてエウトロピオス逮捕の数日後、皇帝アルカディオスは東方道長官アウレリアノスに宛てて次のような勅令を發布している。

「アルカディオス帝より東方道長官アウレリアノスに宛てて。

余は、かつての聖室長エウトロピオスのすべての財産を国庫に没収せしめた。エウトロピオスはすべての官職を剥奪さるべし。彼の執政官就任も、彼の嫌悪すべき不名誉及び彼の名前が引き起こす記憶は、彼の卑しい出自によりその正統性を問われねばならない。彼の制定した法令はすべて無効とされねばならない。今日以後、いかなる時も彼エウトロピオスについて語ることは許されない。また彼の行いについての報告が為されることで、余の治世に汚点が記されてはならない。勇気と戦勝によりローマ帝国の国境を守る軍人も、法の平等によりローマ帝国を守ってきた法学者も、この不愉快な化け物が疫病を流行らせて、執政官職という神の贈り物を汚したことを嘆いてはならない。エウトロピオスは、自分が貴族という爵位を、そしてまたそれよりも低い名誉称号を彼の倒錯したモラルで汚したことを知るべきである。エウトロピオスの銅像、肖像画は、それが大理石製であろうが青銅製であろうが、彩色されていようが、またいかなる素材で出来た肖像画であろうが、それらすべてはあらゆる都市において、公共の場所であろうが、個人の所有地であろうが、余の治世の汚点が見る人々の目を汚さぬように、すべて破壊さるべきである。そしてエウトロピオス自身はキプロス島へ移送されるべし。汝東方道長官アウレリアノスは、エウトロピオスが追放されたことを知るべし。そしてエウトロピオスが狂気の陰謀を企てたり、混乱を引き起こさないように彼の身柄を護衛兵を使って監視させねばならない。」⁽¹¹⁾

エウトロピオスはガイナスの命令でいったんはキプロス島に追放される。だが後に首都に召還され、裁判にかけられてカルケドン市で処刑された。幼児宦官奴隷として何人もの主人に仕え、運命の手引きで宮廷に入ったエウトロピオスは、皇帝テオドシオス一世並びにアルカディオス帝に「特別の才能もないままに」取り入り、聖室長の地位を得て、いわば位人臣を極めた。だが政敵ガイナスの登場と、皇帝アルカディオスと后エウドクシアの変心により失脚し、最後は処刑される。こうした彼の経歴は、高位のビザンツ宮廷宦官の多くに見られる典型的なパターンである。

（三）ユスティニアヌス一世帝による「禁止令」

ユスティニアヌス一世帝は、五五二乃至五五三年の十一月一七日に皇帝私有財産管理長官マルタネスに宛てて修正勅令一四二号「去勢を行う者に対して」

(CXLII. De iis, qui eunuchos faciunt. Imperator Iustinianus Augustus Marthani comiti rerum privatarum)を発令している⁽¹²⁾。勅令一四二号は、序文、(一)、(二)および結語から成っている。序文で皇帝は、「諸先帝が、去勢を敢行した者に対してこれまで科してきた罰則は良く知られている。」とし、これら諸先帝の禁止令にも拘わらず、「神を恐れぬ所行が頻繁に行われているので、、、この度の法令により以前よりも厳しく罰する必要がある。」と宣言する。ここで云われている諸先帝とは、コンスタンティノス大帝とレオーン一世帝を指す。

勅令一四二号(一)は、闇の去勢を行った者達に対する罰則を定めている。

「余は定める。余の国家のいかなる場所においても男性を去勢した者或いは今後去勢しようと目論む者は、その者が男性の場合には、去勢された者が受けたのと同じ痛みを受けなければならない。そして本人が生き延びた場合には、本人の財産は貴職により没収され、国庫に納入されるものとする。そして本人はギュプソス鉱山に送られ、一生涯そこで過ごすものとする。犯人が女性であっても、罰せられる。彼女の財産は貴職により没収され、国庫に納入されるものとする。その上本人は追放の刑に処せられるものとする。何故なら、彼女は去勢により神を恐れぬ利益を得られると考え、去勢を敢行したので、罰を受け、財産を失う羽目になるのである。更に去勢を第三者に委託し、去勢を受ける人間を第三者に与えた者は、そして家或いはその他の場所を去勢のために提供した者は、それが男性であれ、女性であれ、上記の罰を受けるものとする。何故なら、彼らは違法行為の共犯者であるのだから。」

条文一四二号(二)では、去勢された者はすべて(奴隷を含み)自由身分とされることが再度確認される。

「去勢された者は、古来より自由身分とされることとなっている。余はここに命ずる。現在終了したインディクティオ年(五五二・三年)以後、余の帝国内で去勢された人物は自由身分とされ、いかなる契約によっても、いかなる方法によっても奴隷身分に落とされてはならない。また去勢された者に関する私的な或いは公的な文書も、いかなる方法によっても、いかなる欺瞞によっても効力を得てはならない。また当該の人物について尋問が行われてもならず、例え尋問が行われてもその尋問には効力がないものとする。また今後そうした契約の締結に力を貸した者達全員に、上記の罰が加えられるものとする。奴隷が病

気が原因で去勢された場合であっても、当人は自由身分を得るものとする。当初から自由身分である者がそうした病に罹った場合には、当人は自分が望む治療を受けることが出来る。余はここに命ずる。上記にあげた年以後に去勢された者で、余の帝国内に居住する者は、見いだされ次第、自由の身となる。そして奴隷身分に落とされてはならない。しかし、もし誰かが余のこの度の勅令発布以後も去勢された人物を手許に留めておく者がいるとすれば、余は去勢された者自身に以下の権利を与える。その者は、首都においては皇帝或いは聖なる総主教に、或いは余の臣下である役人に直訴できる。何故なら、当人は余の勅令により自由身分を得ているからである。当人は属州においては聖なる主教および属州総督に直訴できる。そうすることにより、コンスタンティノープルであれ、余の帝国内の属州であれ、犯人が余の臣下の配慮と役人の身命を賭しての任務遂行により罰せられるからである。その上、去勢された者には、余のこの勅令により与えられた自由身分が保障されるのである。余は、余の帝国内で去勢を敢行する者或いは敢行した多くの者達による殺人にも等しい悪行が罰せられないままに放置されるのを許しておくつもりはない。何故なら余は、異民族が余の勅令を聞き知り、なおかつこれらの悪行が行われているのを見ている状況を、更にはこの種の悪行が先帝達の諸禁止令にも拘わらず依然として横行し、罰せられていない状況を許しておく訳にはいかないからである。

結語。この余の意向並びに皇帝の諸法令により明確にされた意向を貴職は首都および属州において遵守させ、徹底させるべし。コンスタンティノープル、皇帝ユスティニアノスの治世、バシレイオスが執政官の年に発布される（五五二・三年一月一七日）」

勅令（一）からは、闇の去勢手術が国境外のみならず、首都でも行われていた事が窺えよう。条文は、宦官を希望する者が後を絶たないと言う事実と、宦官の需要が増大しているという事態を物語る。ここでは外国人奴隷宦官への言及はない。それは彼らの存在が恐らくは当然のこととされていたからであろう。ここではむしろ、帝国内の臣民が闇の去勢の対象となっているかのごとき印象を得る。その臣民の中に奴隷のみならず、一般市民の子弟も含まれていたと考える良いのではないか。また去勢手術を行う者が、男性のみならず、女性もいたことは極めて興味深い。それらの男性および女性は恐らくは医師ではなく、医師まがいの者であったのではないか。何故なら、闇の去勢手術が行われた場

所が福祉施設や施療院ではなく、「家やその他の場所」とされ、そこが個人の所有である事を強く窺わせるからである。更に注目すべきは、これらの男女が利益を得るために闇の医師となり、更には彼らが宦官斡旋業者とでもいえる存在を兼ねていたであろう事が推測される。これらの闇の医師兼宦官斡旋業者が、奴隷或いは自由市民の中から宦官希望者を募り、去勢場所を提供し、闇の去勢を実施し、宦官を宮廷やその他の希望者に周旋したものと思われる。ちなみに正規の去勢は、医師により行われたと考えられる。それは、六世紀の外科医師アエギナのパウロスが、その著書『外科学』六八章で以下のように述べている事からも推測されよう。「我々医師者は、不本意ながら、我々より身分が上の方々から、しばしば去勢手術を施すように強く求められることがある。」⁽¹³⁾

宦官斡旋業は、明らかに「利益」を生む闇の職業であった。『ユスティニアノス法典』六巻、四三節「遺産相続と遺贈についての一般的な規定」によれば、宦官奴隷は、一般奴隷の価格の三倍の価格に換算されたという。

「遺産を相続すべき該当者が複数に及ぶ場合には、幸運が事を決するものとする。意見が合わない遺産相続者達は、籤を引き、籤引きでまず第一位の相続人を決める。残りの複数の該当者は、それぞれが相続すべき遺産を次のような基準ではかり、遺産を受け取る。男子および女子の奴隷については、一〇歳以上で技術を持たない奴隷は金貨二〇枚とし、一〇歳以下の者は最高でも金貨一〇枚と評価する。けれども奴隷が職人であれば、男女を問わず、最高評価額は金貨三〇枚とする。だが奴隷が速記者或いは医師である場合は、男女を問わず、この評価額から外す。何故なら速記者は金貨五〇枚に、医師と産婆は金貨六〇枚に評価されるべきであるから。一〇歳以下の宦官奴隷は、金貨三〇枚に、一〇歳以上の宦官奴隷は金貨五〇枚に評価される。宦官で職人の技術を身につけた者は、最高額で金貨七〇枚に換算されるべし。」⁽¹⁴⁾

我々は、上記の禁止令から闇の去勢がユスティニアノス一世帝の治世下で一段と激しく横行していたことを知る。その結果、ビザンツ社会には宮廷宦官も一般宦官も大きく増加したであろう事が想定される。そのみならず我々は、六世紀の教会史家エフェソスのヨハネスにより、この時代に既に宦官修道士或いは宦官聖者とでも呼べる人物が存在していた事を知る。ヨハネスはその著書『東方聖人伝』でテオドロス、ミサエルそしてヨハネスという三名の宦官聖者に言及している。

「神の祝福を受けたテオドロスは宮廷で高い位 侍従兼料理長 についていた。それ以前にテオドロスは、神に仕える偉大な聖者ミサエルに仕えていた。ミサエルは皇帝の聖室長であった。彼は敬虔なキリスト教徒 キリスト単性説派であり、慈悲深く、禁欲生活を貫いていた。ミサエルはその上霊的生活において完璧であった。彼は正しい信仰の真理を守り、そのために追放された。ミサエルはカルケドン公会議を認めず、そのため数年間追放生活を送った。だが、後に呼び戻され、元の地位に戻され、生きるべき時を全うし、隠棲した。彼は何年間も信仰生活を守り、叙階された聖職者のように働いた。彼は大工仕事をしたり、建築工事に従事したり、壁を塗ったりした。彼は持ち物を売り払い、貧民に施しをした。聖なるテオドロスはこのミサエルを手本とした。そしてテオドロスとともに、同じく皇帝の寝室長であるヨハネスもミサエルを模範とした。二人は、ミサエルの生存中もまたその死後も、断食をし、絶えず神に祈り、慈善を行い、悲しみと恐れの内に日を過ごした。ミサエルは、聖職者の生活態度を保ち、貧しかった。だが高齢に達して、現世に偉大で高貴な証を残して、来世に旅立った。彼はセマという名の村に葬られた。」⁽¹⁵⁾

六世紀後半、ユスティノス二世帝下、「帯剣護衛」の爵位保持者で、侍従、皇帝お手許金管理長ナルセスは、宦官修道士専用の「清らかなる人々」(τῶν καθαρῶν)修道院を首都に建設している。アルメニア人ナルセスは、コリッブス(Iust. III.220-227)によれば、背が高く、ハンサムで、宮廷では勇気と誠実さで人々の信頼を得ていたという。つまり六世紀には、宮廷宦官や一般宦官だけでなく、宦官修道士や宦官聖者もビザンツ社会に登場していたのである。

(四) レオン六世帝による「禁止令」

レオン六世帝は、修正勅令八三号「先行の法規とは異なる、去勢手術を施した者達への処罰について」(Novellae Leonis VI. ΔΙΑΤΑΞΙΣ Ἐ Περὶ τῶν εὐνουχιζόντων τιμωρίας ἄλλως ἢ κατὰ τὸν πρόσθεν νόμον) を発令している。

「余は定める。もしこの悪しき技術(去勢手術)を駆使した人物が官僚であるのなら、当人は官職を剥奪され、罰金刑として一〇ポンドの金を国庫に納入し、最高一〇年の追放刑に処せられるものとする。もしこの悪しき技術を駆使した人物が一般市民であるのなら、当人はまず鞭打ちの刑に処せられ、頭髪を剃ら

れて辱められ、しかる後財産を没収されるものとする。更に当人は、悪しき技術を駆使したのと同じ期間だけ追放の刑に処せられるものとする。悪しき技術を施された者が奴隷であるのなら、（去勢された）奴隷は以後奴隷身分から解放されるものとする。自由市民が悪しき技術を施された場合には、（去勢された）自由市民はこの違法行為の共犯者であり、同時に自らがその犠牲者でもある。従って当人は自らの判断で、自らの苦しみの結果を有利な方向に生かすがよい。」

ユスティニアヌス一世帝の禁止令では単に男女が執刀者として登場していた。だがレオン六世帝の禁止令では、官僚も闇の去勢の執刀者（兼宦官斡旋業者？）として挙げられている点に注目したい⁽¹⁶⁾。レオン六世帝の禁止令は、闇の去勢が一段と横行し、宦官への需要も増大していたことを物語っていよう。それは何よりも、宮廷宦官の官職と爵位が増加したことに起因しよう。フィロテオス著『席次一覧』に依れば、今や聖室長に代わって皇帝寝室長官(ὁ παρακοιμώμενος τοῦ δεσπότητος)が宮廷宦官の総責任者として登場する。皇帝寝室長官の部下には、皇帝首席衣装官、皇帝食卓長、皇妃食卓長、大宮殿管財長、大宮殿管財長補佐、皇帝給仕長、皇妃給仕長、マグナウラ宮殿管財長そしてダフネ宮殿管財長の九名の責任者が配属されていた。宮廷宦官には、この一〇種類の官職とならんで、「貴族」爵位を筆頭に八階級の爵位が設けられていた。貴族に次いで、聖室長官、主席帯剣護衛、侍従長、扉開閉係、帯剣侍従、侍従そして浴室係という八階級の爵位が定められていた。そして、それぞれの爵位には特定の記章が付与された⁽¹⁷⁾。

それはまさに、『続テオファネス年代記』が述べるように、「宮廷には多くの官職が宦官のために用意されている。宮廷には春の厩で飛び回る八工の数よりも多くの宦官がいた。」という状況であった⁽¹⁸⁾。その上、フィロテオスの但し書きに依れば、「宦官は、首都総督、法務官そして首都護衛連隊隊長以外のすべての官職に就くことが出来た。」⁽¹⁹⁾ 従って宦官は、宮廷にはいることが出来れば、社会的上昇を遂げる大きな機会を得ることが出来た。事実、皇帝の信頼と寵愛を得た宮廷宦官は、皇帝寝室長官の他にテマ長官(アエティオス)、東方軍区総司令官(テオドロス)、ラヴェンナ総督(スマラグドス)、歩兵・騎兵両軍総司令官(マリアノス)、郵便局長(スタウラキオス)、宰相(ヨセフ・プリンガス)或いは皇帝特使(シュネシオス)等に任ぜられている。

ユスティニアヌス一世帝の時代以後、宦官という存在がビザンツ社会でいかに日常的な存在となっていたかは、今では外国人奴隷や一般市民のみならず、貴族の子弟や皇太子ですら去勢の対象となったことに現れていよう。それらの去勢された身分ある人々の子弟は、宮廷宦官として皇帝寝室長官の地位を得て、宮廷での権力者となり、他方聖職者宦官としては総主教座にまでのぼるのである。

「貴族」爵位保持者ユスティニアヌスは皇帝コンスタンティヌス二世没後の反乱に加わり、コンスタンティヌス四世帝により処刑される。「貴族」ユスティニアヌスの息子ゲルマヌスは去勢され、キュジコスの主教に叙階された。後にゲルマヌスはコンスタンティノープル総主教に任命される（ゲルマヌス一世、在位七一五～七三〇年）。総主教はしかし聖画像破壊論を否定し、皇帝レオン三世から罷免される。彼は死後聖人に列せられた。コンスタンティノープル総主教聖イグナティオス（在位八四七～八五八年、再任八六七～八七七年）は皇帝ミカエル一世の皇太子であった。八一三年、ミカエル一世帝の失脚により、イグナティオスはレオン五世帝の命令で去勢され（一四歳）、宦官修道士とされた。彼は後にサトゥロス修道院院長を経て、総主教メトディオス一世の後継総主教となる。皇帝ミカエル三世は宗教政策の変更から総主教イグナティオスを罷免し、百科全書派の碩学フォティオスを俗人ながら総主教に任命した。それによりギリシャ正教会はイグナティオス派とフォティオス派に分裂し、双方の確執はイグナティオスの逝去迄続いた。

皇帝ロマヌス一世レカペヌスは、息子の内二人を去勢させている。一人は、正統の皇太子テオフラクトスである。彼は若年の頃父の命令で去勢され、聖職者宦官となった。テオフラクトスは総主教ミュスティコスの執事となり、その後一六歳で総主教（在位九三三～九五六年）となった。

皇帝ロマヌス一世レカペヌスの庶子であるバシレイオスは幼児宦官となり、後に皇帝コンスタンティヌス七世ボルフィロゲネトス、ロマヌス一世帝、ロマヌス二世帝、ニケフォロス二世帝フォーカス帝、ヨハネス一世チミスケス帝の宮廷で首席衣裳官長、皇帝寝室長官、「貴族」爵位保持者、宰相を兼務し、一〇世紀後半の宮廷で大きな権限を振るった。

結び

コンスタンティノス大帝とレオン一世帝による闇の去勢禁止令の対象は、外国人奴隷であった。事実この時代の宮廷宦官の多くは、東方出身の外国人奴隷であった。だがユスティニアヌス一世帝の時代にはいると、闇の去勢禁止令の対象は、首都住民や帝国臣民層にまで広がっている。また宮廷宦官の他に、六世紀に始めて宦官修道士乃至は宦官聖者が、それとともに宦官修道士専用の修道院も登場してくる。ユスティニアヌス一世帝の時代以後、去勢は正規・闇ともに広がりを見せる。宮廷における宦官の官職も爵位も多様化し、聖職者宦官も日常的存在となる。そして「貴族」爵位保持者の子弟や皇太子ですらも去勢の対象となる。レオン六世帝の禁止令では、官僚すらも闇の去勢の執刀者（兼宦官斡旋業者？）として登場してくる。いわば官も民も闇の去勢に手を染めたのである。そしてレオン六世帝の息子コンスタンティノス七世ポルフィロゲネトス帝の時（在位九一三～九五九年）、宮廷では「貴族」爵位保持者で宦官バシレイオスが皇帝寝室長官として権限を握り、ハギア・ソフィア大教会では宦官総主教テオフラクトスが総主教座にあった。まさに二人の宦官が、帝国の政界と聖界の権力者の座を占めるという状況が出現している。まさに中世ビザンツ社会は「宦官王国」と言っても過言ではなく、宦官の存在抜きでは成立し得ない社会であったといえよう。

註

- (1) J.B. Bury, *The Imperial Administrative System in the Ninth Century* (= *The British Academy Supplemental Papers I.*). London 1911. N. Oikonomidès, *Listes de préséance byzantines des IX^e et X^e siècles*. Introduction, textes, traduction et commentaire par N. Oikonomidès. Paris 1972.
- (2) R. Guiland, *Les eunuques dans l'empire byzantine*, in: *Études byzantines* 1, 1943, 197-238. H. Wada, *Überlegungen zum Eunuchenwesen am spätantiken und byzantinischen Kaiserhof*, in: *Byzantinisches Archiv* 19, 2001, 395-403.
- (3) " *Apologie de l'eunuchisme* " (Προθεωρία τοῦ λόγου), in: Théophlacte d'Ochrida. *Discours, Traité, Poésie*. Introduction et Notes par P. Gautier. Thessalonique 1980. pp. 289-331.
- (4) *Codex Iustinianus. Corpus Iuris Civilis. vol. II. Recognovit et retractavit P. Krueger.*

- Zürich 1967 (= Heidelberg 1877). p.179 (= IV-42.De eunuchis).(1) Imp. Constantinus A. Ursino duci Mesopotamiae.
- (5) 「聖室長」(praepositus sacri cubiculi)については、" Praepositus sacri cubiculi " , in: RE. Suppl. VIII.col.556-567 (Enßlin). A. Dunlap, The Office of the Grand Chamberlain in the Later and Byzantine Empire (= A. E. Boak/ A. Dunlap, Two Studies in Later Roman Empire. New York 1924. pp. 164-324.). P. Guyot, Eunuchen als Sklaven und Freigelassene in der griechisch- römischen Antike. Stuttgarter Beiträge zur Geschichte und Politik. Bd. 14. 1980. p. 130 ff. (= 7. Die Hofeunuchen im Römischen Reich im 4. Jahrhundert)参照。
- (6) 「侍従長」については、" Primicerius " , in: RE. Suppl. VIII. col.614-624 (Enßlin), 「侍従兼宮廷料理長」については、" Castrensis " , in: RE. III.,2. col.1774-1775 (Seeck), 「カッパドキア皇帝直轄領管理長」については、" Comes domorum " , in: "comites " RE. IV.,1.col. 650-651 (Hitzig), 「宮廷総務官長」については、" Silentarios " , in: RE. III.A.1., col.57-58 (Seeck), 「皇帝衣装官長」については、" Comes sacrae vestis " , in: RE. IV., 1.col.671.を参照。
- (7) 『コンスタンティノーブル古誌』Patria Constantinoupoleos I. , in: Scriptorum originum Constantinopolitanarum. Recensuit Th. Preger. Fasciculus Alter. New York 1975 (= Leipzig 1901) I. 58 (= pp.143-144)
- (8) Codex Iustinianus. Corpus Iuris Civilis. vol. II. Recognovit et retractavit P. Krueger. Zürich 1967 (= Heidelberg 1877). p.179 (= IV-42.De eunuchis). (2). Imp. Leo A. Viviano
- (9) 八分の一税(Octava)については、" Octava " , in: The Oxford Dictionary of Byzantium. Ed. A. Kazhdan et al. vol. III. p.1511 (= Octava)(A.Kazhdan)を参照。
- (10) Procopii Caesariensis Opera Omnia. vol. II. De bellis libri V-VIII. Editio stereotypa correctior. Addenda et corrigenda adiecit G. Wirth. Leipzig 1963. p.499 (= De bello Gothico IV.3. 17ff.)
- (11) エウトロピオスについては、A. Dunlap, Grand Chamberlain, pp. 272-284. "Eutropius (PSC)", in: The Prosopography of the Later Roman Empire by J.R. Martindale. vol.II. A.D. 395-527. pp.440-444. を参照。テオドシオス法典(Codex Theodosianus cum Perpetuis Commentariis Iacobi Gothofredi III. Hildesheim/New York 1975 (= Leipzig 1736-43). p.339. IX-XV-17: De Eutropii poena Arcadii lex.
- (12) ユスティニアノス一世帝 『修正勅令一四二号』 Novellae.Corporis Iuris Civilis. vol.III. Recognovit R. Schoell. Opus Schoelli morte interemptum absoluit G. Kroll. Hildesheim 1988 (= Heidelberg 1899). CXLII. De iis, qui eunuchos faciunt. Imperator Iustinianus Augustus Marthani comiti rerum privatarum . p.705.
- (13) アエギナのパウロス著 『外科学』 Paulos von Aegina, Ἐπιτομή ἰατρική. Corpus Medicorum Graecorum. Ed. I.L. Heiberg.Leipzig 1924. pp. 111-112 (= Kap.68)
- (14) 『ユスティニアノス法典』六卷、四三節「遺産相続と遺贈についての一般的な規定」

- Cod. Iust. ditto. VI-43. (= Communia de iugatis et fideicommissis et de in remmissione tollenda.) p. 274. 3, 1. Idem A. Ioanni pp.
- (15) エフェソスのヨハネス著『東方聖人伝』John of Ephesus. Lives of the Eastern Saints. Syriac text edited and translated by E. W. Brooks. , in: Patrologia Orientalis. Tome 19. p.200 ff.(= Of the blessed Theodore the king's chamberlain and castrensium, who, while he was in the body, practised a heavenly and divine mode of life.)
- (16) レオン六世帝の修正勅令八三号「先行の法規とは異なる、去勢手術を施した者達への処罰について」(Novellae Leonis VI. ΔΙΑΤΑΞΙΣ ἘΠερὶ τῶν εὐνουχιζόντων τιμωρίας ἄλλως ἢ κατὰ τὸν πρόσθεν νόμον, in: Migne, Patrologia Graeca vol. 107. col. 557-559.)
- (17) J.B. Bury, The Imperial Administrative System.p.120 ff. N. Oikonomidès, Listes de préséance byzantines. p.305 ff.
- (18) 『続テオフィアネス年代記』Theophanes Continuatus. De Basilio Macedone V-14. ed. Bekker. Bonn p.318,7-10. (CSHB)
- (19) N. Oikonomidès, Listes de préséance byzantines. p.305. D. Simon, Lobpreis des Eunuchen. München 1994 (= Schriften des Historischen Kollegs. Herausgegeben von der Stiftung Historisches Kolleg. Vorträge 24) p.7 ff.